

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る今後の予定について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議経緯は、これまで、中央環境審議会により、水域指定の基本的事項及び国が類型指定を行う水域のうち一部の水域類型の指定の在り方についてまとめた第1次答申（平成18年4月）、第2次答申（平成20年6月）をいただいた。今回、相模川、富士川、天竜川、木曾川水系、淀川水系に係る検討をいただいたところ。

今後は、以下の事項について検討を進める。

1. 検討事項について

(1) 各水域の水域類型の指定

国が水域類型の指定をする水域について、残りの河川10水域及び海域9水域における審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

河川：10河川程度（阿武隈川、那珂川、阿賀野川、信濃川、紀の川、江の川、小瀬川、山国川、筑後川、宝満川及びそれぞれの河川に
関係する自然湖又は人工湖）

海域：伊勢湾及び東京湾内房南部沿岸海域

(2) 水域類型の指定について

水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

2. 今後のスケジュールについて

(1) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第13回

- ・検討対象水域の状況について

(2) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第14回以降

- ・水域類型の指定について
- ・第4次報告（案）の取りまとめ
- 第4次報告以降も、引き続き検討